

伊豆の国市ふるさと納税支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、ふるさと納税に係る業務について、民間事業者の高い専門性を活かした技術的支援を受けて業務の効率化を図る。あわせて、寄附者への情報発信やプロモーション活動の強化およびふるさと納税ポータルサイトの効果的な運用を通じて、本市を応援する寄附者の増加、寄附金額の拡大及び地場産品の販路拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 ふるさと寄附金推進事業 伊豆の国市ふるさと納税支援業務

(2) 業務内容

別紙「伊豆の国市ふるさと納税支援業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間は業務開始に向けた準備期間とし、この期間に関して委託料は発生しないものとする。

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 契約上限額

寄附額の 6.5%（消費税及び地方消費税を含まない）

3 問合せ・書類提出先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346-1 伊豆の国市産業部商工課

担当：内田

電話：055-948-1415

E-mail：syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、本市との契約締結までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 静岡県内に営業所等を有し（契約後に設置する場合も含む）、発注者や返礼品提供事業者からの問い合わせや依頼に対して迅速に訪問できる体制を整備していること。

(2) 過去 2 年以内に、地方公共団体が発注した本業務内容と同種業務又は類似業務を履行した実績があり、かつ 10 億円以上の寄附を受けている団体が存在すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年伊豆の国市訓令第 14 号）の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 7 年 10 月 14 日（火）市ホームページに掲載
2	参加申込・質問受付	令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時必着 （ただし、質問は電子メールによる）
3	質問回答（随時）	令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時までに市ホームページに掲載
4	企画提案書等の提出	令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時必着
5	選考会	令和 7 年 12 月 4 日（木）～12 月 10 日（水）を予定
6	選定結果の通知	審査完了後速やかに通知
7	契約締結	令和 7 年 12 月下旬頃を予定

※各日程は、市の都合により変更する場合がある。

6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに以下の必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

「3 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

※受付時間は、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式 1） 1 部
- ② 事業者概要書（様式 2） 1 部
- ③ 業務履行実績表（様式 3） 1 部
- ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書（様式 4） 1 部
- ⑤ 納期限の到来している国税及び地方税の未納がないことを証する書類 1 部

7 質問受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問合せ・書類提出先」のとおり。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて市ホームページ上で回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年11月21日（金）午後5時まで（必着）

※参加申込書を提出した事業者であっても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出先

「3 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

※受付時間は、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 実施体制調書（様式6）
- ④ 工程表（様式7）
- ⑤ 見積書及び見積明細（様式任意）

(5) 企画提案書等の規格（不備がある場合は一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意すること。

- ① 「(4) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成すること。このうち、②～⑤についてはこの順に左綴じした紙媒体を1部とし、正本1部、副本5部を提出すること。
A4サイズ以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(6) その他、注意事項

- ① 企画提案書は、見やすいもの、分かりやすいものとする。
- ② 本要領に示す業務目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受注者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ③ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように、内訳の詳細を示すこと。なお、消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

- ④ 提出後の提案修正は一切認めない。
- ⑤ 書類を提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出すること。また、参加申込後の辞退についても同様とする。

9 提案する内容

別紙「伊豆の国市ふるさと納税推進支援業務 仕様書」の「5 業務内容」に示す部分について、提案を行うこと。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「伊豆の国市ふるさと納税支援業務 プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）」において、あらかじめ定められた評価基準に基づき、審査を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が 60%を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表のとおり

(3) プレゼンテーション

実施日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番、説明者の人数制限等は、後日個別に通知する。

プレゼンテーションは会場で行うものとする。

発表時間は、1 企画提案者につき 30 分程度（説明 20 分、質疑応答 10 分）を想定している。プレゼンテーションで動画再生やスライドを使用する場合は、企画提案書等の提出の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクター・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。

11 選考結果の通知

選考結果は、選考完了後、企画提案者全員に電子メールで通知する。ただし、選考過程及び選考内容に関する問合せや選考結果に対する異議申立ては受け付けない。

12 参加者の失格

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (3) 提出すべき書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 見積書の金額が契約上限額を超過したとき
- (6) 選考会指定時間に来場しなかったとき（災害等、提案者の責によらない場合を除く。）
- (7) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (3) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの選考結果の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成 17 年伊豆の国市条例第 8 号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

16 その他留意事項

- (1) 選考の採否を問わず、この企画提案に参加する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等の内容について、市が必要に応じて意見を求めた場合はこれに応じること。

別表

評価項目		評価内容	配点
1 業務の理解度	(1)	当市のふるさと納税の現状及び業務目的を理解した提案となっているか。	5
2 企画提案力	(2)	受注者のこれまでの実績や、幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用し、成果が期待できる具体的なプロモーション施策が示されているか。	10
	(3)	返礼品提供事業者との調整、返礼品管理、精算、情報管理に迅速に対応できるか。また、返礼品提供事業者の新規開拓や返礼品の新規開発について、手法及び接触頻度など具体的な対応方針が示されているか。	15
	(4)	各寄附サイトの対応や SEO 対策、レビュー対策など、寄附額の増加につながる魅力的な提案が示されているか。	10
	(5)	地場産品の販路拡大、誘客促進及び交流人口並びに雇用の創出などの地域経済の活性化につながる提案がされているか。	10
3 業務遂行能力	(6)	過去に本業務内容と同種または類似業務を受託し寄附額の増加や地域活性化を実現した実績があり、その経験を生かした効果的な支援を期待できるか。	10
	(7)	本業務遂行のために必要な組織体制、人員の提案となっているか。発注者及び返礼品提供事業者との緊密な連携、緊急時の対応など十分な体制か。	15
	(8)	寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せに適切かつ迅速な対応ができる体制となっているか。	10
	(9)	業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	5
4 業務コスト	(10)	見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額が示されているか。	5
5 追加提案	(11)	その他、仕様書の記載内容を超える有効な提案が示されているか。	5
合計			100